

## 令和7年度特別史跡大野城跡保存活用計画策定業務 仕様書

### 第1条（適用）

本仕様書は、九州歴史資料館（以下「発注者」という。）が実施する令和7年度特別史跡大野城跡保存活用計画策定業務（以下「本業務」という。）に関する仕様を定めるものである。委託の実施に際しては、本仕様書・特記仕様書に加え発注者の指示に基づいて行うほか、文化財保護法、森林法、福岡県立自然公園条例等、関係法令等を遵守すること。

### 第2条（留意事項）

受注者は本事業の実施にあたり、業務対象が特別史跡として重要な文化財であることを理解し、現地の状況を十分に把握した上で、業務を遂行しなければならない。現地の状況を把握する場合には、遺構そのものはもちろんのこと史跡を構成する本質的価値やそれらを取り巻く史跡環境を毀損しないように万全の注意を払わなければならない。

### 第3条（業務概要）

本事業の概要は次のとおりとする。

#### （1）対象

特別史跡大野城跡として指定される約750ha及びその周辺を対象範囲とする。

#### （2）業務内容

本業務は、特別史跡大野城跡の保存活用計画の策定を行うとともに、大宰府史跡調査研究指導委員会及び同保存活用部会の運営補助に係る業務である。業務の詳細内容は、別紙特記仕様書のとおりとする。

#### （3）履行期間

本業務の期間は契約締結の翌日より令和8年3月31日までとする。

### 第4条（関係書類の提出）

受注者は、発注者が示す様式により関係書類を提出しなければならない。

#### （1）本業務実施に先立ち、着手届、業務工程表、技術者経歴書の提出を行う。

#### （2）業務完了後、完了届、完了検査調書の提出を行う。

### 第5条（業務計画書）

受注者は、本業務契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、担当職員に提出するものとする。

### 第6条（協議）

本業務における打ち合わせ協議については、業務の進捗状況に合わせ必要に応じて実施し、

受注者が協議録を作成して提出しなければならない。また、業務期間中は、随時進捗状況について報告をするものとする。

#### 第7条（機密の厳守）

受注者は、本業務により知り得たすべての情報を、ほかに漏洩や転用してはならない。

#### 第8条（業務上の責任）

- (1) 本業務を実施するに当たっては、発注者の意図及び目的を充分理解した上で経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して最高の技術をもって業務を完了させなければならない。
- (2) 発注者が定める担当職員と常に密接な連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (3) 現地への立ち入りは、地元住民及び関係機関と協調を保ち、いたずらに摩擦を行さないよう十分に配慮すること。
- (4) 本業務の遂行上に生じた諸事故又は第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告をしなければならない。
- (5) 発注者の検査により、受注者が本仕様書を満足できないと判断した場合は、発注者は契約解除等の処置を行うものとする。

#### 第9条（資料の貸与）

発注者は、所有する資料のうち本業務に必要なものを受注者に貸与しうるものとし、受注者はこれを適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

#### 第10条（成果品の検査）

- (1) 受注者は、業務中及び業務完了での点検、検査を行い、不明箇所は発注者に指示を仰ぐものとする。
- (2) 本業務完了後、発注者が検査を行い、誤りが判明した場合は受注者の責任と費用負担において速やかに訂正補足その他の措置を行わなければならない。

#### 第11条（成果品の帰属）

本事業に伴う成果品はすべて発注者の所有とし、受注者は成果品の取扱いに十分注意し、発注者の許可なくほかに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

#### 第12条（成果品）

本業務の納入すべき成果品は下記のとおりとする。

- (1) 請求書
- (2) 保存活用計画書（令和7年度分） A4 5部
- (3) 上記のデータファイル CD-RもしくはDVD-R 正・副 各1枚

データファイルには計画書原稿（印刷用含む）、原稿のもとになる文章（Word 等）・表（Excel 等）・地図や写真などのデータを漏れなく格納すること。

- （４）成果品写真（デジタルカメラでの撮影可）
- （５）その他、発注者が指示したもの
- （６）成果品の納入場所は九州歴史資料館埋蔵文化財調査室とする。

# 令和7年度特別史跡大野城跡保存活用計画策定業務 特記仕様書

## 1. 保存活用計画策定の目的と令和7年度の実施計画

特別史跡大野城跡は、天智二年(663)に勃発した「白村江の戦い」敗北の後、天智四年(665)にヤマト王権が、北部九州防衛を目的に築いた古代山城である。

指定面積約750ヘクタールと国内有数の広さを持ち、2市1町(大野城市, 太宰府市, 宇美町)に跨っている。また、土地所有区分も官有地(国, 県, 市町)や民有地と多岐にわたり、その利用形態も史跡としての活用をはじめ「福岡県立四王寺県民の森(ワンヘルスの森)」や「集落」「農地」「道路」など様々である。

これらを踏まえ、福岡県教育委員会では、本史跡の現状や課題等の概略を把握し、適切な保存・活用の方針や基準を定め、調査研究・史跡整備の基本的な構想を示すため、令和7年度から9年度までの3年間を要して、大野城市・太宰府市・宇美町の協力を得て本史跡の保存活用計画を策定する予定としている。本業務は、この計画の内、令和7年度に予定している第1章～第4章及び第6章の一部について、策定を進めるものである。

## 2. 業務の対象

本業務の対象は、特別史跡大野城跡の指定範囲を対象とするが、必要に応じてその周辺地域も対象とする場合がある。

## 3. 業務内容

本業務の内容は、特別史跡大野城跡保存活用計画策定に係る業務であり、その内容は以下のとおりである。

### 1) 保存活用計画書の策定

- ・九州歴史資料館が定めた策定計画(別紙)に基づき、令和7年度に予定する第1章～第4章及び第6章の一部について、策定を行う。
- ・計画に必要な位置図や指定範囲図等の作成を行う。作成に必要な資料や図面類については、九州歴史資料館が提供する。

### 2) 保存活用部会の運営補助(令和7年度2回予定)

- ・資料の作成、説明支援、議事録の作成と内容の取りまとめを行う。

### 3) 保存活用検討会(令和7年度2回予定。時期については日程が決まり次第連絡)

- ・資料の作成、説明支援、議事録の作成と内容の取りまとめを行う。

### 4) 業務報告書の提出

- ・令和7年度に策定した成果品を納品する。部数は5部とする。

### 5) 協議

- ・策定に係る打合せ協議、現地踏査を適宜行う。(10回程度)